

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十六日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

奈良県教育委員会規則第四号

奈良県教育委員会選奨規程の一部を改正する規則

奈良県教育委員会選奨規程（昭和二十四年十月奈良県教育委員会規則第六号ノ二）の一部を次のように改正する。

第三条中「事務局職員」の下に「及び教育研究所職員」を加える。

第四条第一項中「毎年」を「毎年度」に、「選考委員会」を「選奨者選考委員会」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、九月二十日後においても選奨者選考委員会を開くことができるものとする。

第五条第一項中「認められるもの」を「認められる者」に、「毎年」を「毎年度」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特別の事情があるときは、九月十日後においても教育長に推薦することができるものとする。

別表中「   」を「   」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。